○国土交通省告示第二百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

勝山谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第六百十七号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

滋賀県米原市伊吹

字十郎ヶ谷　三〇〇番　一号及び二号

三〇六番二　三号及び四号

三〇三番二　五号

二八番二　六号から八号まで

三〇七番　七十三号及び七十四号

滋賀県米原市上野

字桂口　一三七二番三　九号

一三七二番四　十号

一三七一番二　十一号から十三号まで

一三六八番二　十四号から十七号まで

字宮ノ上　二〇〇五番　十八号及び十九号

二〇〇四番　二十号及び二十一号

二〇〇一番　二十二号

二〇〇三番　二十三号、二十四号、六十三号及び六十四号

一九八八番　二十五号から三十号まで、五十八号から六十二号まで

一九四六番　三十一号から三十七号まで

一九五九番　三十八号から四十四号まで

一九四三番二　五十五号

一九四四番二　五十六号

一九四五番　五十七号

二〇一五番　六十八号

二〇一四番　六十九号から七十二号まで

字岡ノ上　一三六二番三　六十五号から六十七号まで

字岡越　一二八五番四　四十五号

一二八五番三　四十六号

一二八四番二　四十七号

字上ノ岡　一三四八番二　四十八号から五十一号まで

字井口　一二六九番二　五十二号

一二六八番二　五十三号及び五十四号

○国土交通省告示第二百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

家奥川

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県苫田郡鏡野町富西谷の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°09′53.5395″	133°50′16.1697″
2	35°09′53.4797″	133°50′15.9400″
3	35°09′53.0407″	133°50′13.8549″
4	35°09′52.5298″	133°50′13.5544″
5	35°09′52.6614″	133°50′13.4587″
6	35°09′53.3803″	133°50′12.5519″
7	35°09′53.8350″	133°50′11.9295″
8	35°09′54.1755″	133°50′10.9663″
9	35°09′54.2008″	133°50′10.6884″
10	35°09′54.1439″	133°50′10.2960″
11	35°09′54.3744″	133°50′10.1579″
12	35°09′54.7196″	133°50′10.4089″
13	35°09′54.7518″	133°50′10.6754″
14	35°09′54.2995″	133°50′12.2467″
15	35°09′54.1628″	133°50′12.6054″
16	35°09′54.1412″	133°50′13.2273″
17	35°09′54.4046″	133°50′13.2316″
18	35°09′55.0510″	133°50′13.7606″
19	35°09′54.7938″	133°50′14.9724″
20	35°09′54.2983″	133°50′15.8877″
21	35°09′53.8158″	133°50′16.3991″

海上保安庁長官　瀬口　良夫

○海上保安庁告示第五号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月三十日

海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
中型飛行機（最大着陸重量2,500kgを超え20,000kg以下のもの）	（略）	（略）	（略）
	ＭＡ871	テキストロン・アビエーション式Ｂ300Ｃ型	ＪＡ871Ｂ
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

改正前

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
中型飛行機（最大着陸重量2,500kgを超え20,000kg以下のもの）	（略）	（略）	（略）
	ＭＡ871	テキストロン・アビエーション式Ｂ300Ｃ型	ＪＡ871Ｂ
	ＭＡ951	サーブ・スカニア式ＳＡＡＢ340Ｂ型	ＪＡ8951
	ＭＡ952	同	ＪＡ8952
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）